

会 議 録

会議名称	第4回 杉並区動物との共生を考える懇談会
日 時	平成17年8月31日(水) 午後2時～午後4時
場 所	杉並保健所 会議室
出席者	<p>委 員 加藤元委員、矢花公平委員、山崎いく子委員、米川秀彦委員、 乾洋史委員、佐藤正江委員、中智正直委員、内田寿子委員、 小峰すゝき委員、目黒美佳委員、長野みさ子委員</p> <p>事務局 生活衛生課長、杉並区教育委員会事務局指導主事、 公園緑地課公園事業係長、環境課生活環境担当係長、 生活衛生課管理係長、生活衛生課管理係主査、 生活衛生課環境衛生担当係長付主査</p>
事前配付資料	<p>第2回杉並区動物との共生を考える懇談会会議録 第37回杉並区区民意向調査(速報版) 杉並区インターネット区民アンケート集計結果報告書 報告書骨子(案)</p>
当日配付資料	<p>検討項目と主な検討内容ダイジェスト版 引取り・収容動物(公示)の事務について 犬の登録事務について 平成17年度「区政を話し合う会」の報告について 猫の登録問題に関する私見(委員提案) 杉並区の猫問題に対する考え(委員提案) 新聞記事 『第51回東京馬術大会』リーフレット</p>
議 事 等 (要 旨)	
<p>「条例化について」の主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法律、都道府県の条例、区市町村の条例など、法令には上下関係がある。法律よりも厳しい罰則を定めることは可能であるが、そのことの適否はまた別である。また、条例違反について、取締りをするのは警察である。 ・ モラルの低下を感じるので、マナー違反に対する抑止力になるよう罰則をつくらざるを得ないと思う。 	

- お互いに迷惑をかけないことが基本である。それをはっきりさせるために条例化が大切である。
- 人に迷惑をかけないという教育を親がしていない。お互い様だから力を寄せ合っていこうとはせず、人は人、私は私というような感じである。人間の根幹となる社会性の教育がなされていないと思う。約束事、ルールというものを見える形で定義する必要がある。
- 条例の罰則規定をPRすることで、マナーの向上に有効に作用するのであればそれを有効に利用したらどうか。
- 条例化ありきで議論が進んでいるが、懇談会の目的は人と動物とがこの区でどのように共生していくかを議論することである。これは動物愛護を一步進めた考え方で、ある意味とても新しい概念だと思う。その取り組みについて考える前に条例化でくくってしまうのは、消極的なイメージを区民などに与えてしまうと思う。条例があっても罰則があっても実際にはなかなか成功しないということもあるので、条例化の前に積極的な取り組みを考えていかないと、住みにくいイメージを与えかねない。
- 「動物の保護及び管理に関する法律」が5年ほど前に「動物の愛護及び管理に関する法律」に改正され、今年一部改正があった。5年ほど前の改正では、基本原則に「動物が命あるものであること」が追加され理念が強化された。罰金については3万円以下から30万円以下に上がり、今年の改正で50万円以下になった。または執行猶予がつく懲役などである。世の中での状況に反映して罰則が重くなっている。このような大きな流れから見ると、罰則を科すということは意義があると思う。
- マナーに無関心だった人に目を向けさせるためには、罰則は避けられないと思う。バランスよく積極的なことと消極的なことを行っていかないと、区民の理解は得られないと思う。
- 行政に寄せられる苦情に対処しなければならないという前提があるので、罰則という議論になってしまう。多くの苦情が寄せられる反面、動物に対して愛護の観点からいろいろな事業を行っている人も多くいるので、そのような人も賛同できるものにしたい。苦情を前提に考えてしまうと平たいものになってしまうので、将来に向けて創造的な新しいことができたらいと思う。
- 動物を正しく飼う責任があるんだという骨組みを杉並区でつくらなければいけない。不幸な動物をつくらないようにしなければいけない。動物を正しく飼うとはどういうことか、実効性のあるものにしたい。
- 犬や猫の正しい飼い方などを広報していただいているが、苦情が増えている現状がある。条例化という議論もあるが、広報の啓蒙啓発活動に工夫を凝らすことでよい影響が出てくると思う。
- 区内を運行するバスの中で流れるアナウンスや区の安全パトロール隊のアナウンスは、耳から

入ってくるので広報の効果が大きい。

- ・ 犬については、狂犬病予防法で登録義務があるので、マナーに関してはまずはじめに 2 項目ぐらゐの禁止規定を設けたらどうか。
- ・ 条例化にあたり、基本理念に将来的なことや理想的なことを盛り込んでほしい。また、犬や猫だけでなく、動物全般について盛り込んでほしい。
- ・ 飼い主のマナーの問題は都市生活の共通の問題である。他人に迷惑をかける飼い方をする無責任な飼い主がいるために、いろいろな問題が発生している。そういった問題を解決する手立てを議論するためにこの懇談会が設けられていると思う。責任ある飼い主でなければ動物を飼ってはいけない。責任ある飼い主のいない動物をつくってはいけない。責任ある飼い主にはその証が必要であり、それがマイクロチップの挿入である。責任ある飼い主の宣言になる。
- ・ 飼い猫や飼い主のいない猫の数を行政が把握することは、地震などが発生した場合の危機管理上、重要なことだ。愛護団体などがどのくらいのえさを提供すればよいかがよくわかる。猫の登録は、最初は任意制でもよいので登録は必要である。杉並区「飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業」では活動グループの責任者の住所・氏名などを区に知らせている。飼い主のいない猫は登録され、飼い主のいる猫は登録されていないという一種のねじれ現象がある。猫の登録制については、区民の理解を得ながら、任意から義務へと移行する形でできないだろうか。

「報告書骨子(案)」についての主な意見

- ・ 学校現場はゆとりのない状況であり、動物に関する教育をすることはむずかしいと思う。
- ・ 学校教育は社会生活を送る上で必要最低限のことを教える場である。その上でどのような人生を選ぶかは子供たち自身が選択していく問題である。弱者への思いやりの心や命の大切さを教えており、犬や猫の飼い方を教えることまではむずかしいと思う。
- ・ 犬や猫を教育することは、実は子供たち自身がどうあるべきかを考えることになる。犬や猫に単にしつけを教えるのではなく、生き物とはなにかを勉強することになる。
- ・ 住宅が過密化し、隣の人や誰だかわからないような暮らしの構造になっている。そのような状況で、隣人との軋轢を生じさせないで動物を飼うには、モラルだけでは解決できない問題があるような気がする。地域猫という考えは、隣の家が離れていた時代にはなかったもので、都市型の住宅地ならではのことである。これから 15 年先をみつめながら、この懇談会を将来に生きるものになりたい。きれいごとではなく、過密住宅都市の杉並区の状況を踏まえた個別対応型の報告書にしたい。

- ・ 起草委員会において、これまでの議論を踏まえて報告書案を作成していただきたい。

《次回》

- ・ 10月18日(火)に開催予定